

若松循環バス株式會社勞働爭議

- 一、名 稱 若松循環バス株式會社
- 二、所 在 地 若松市大井戸通三丁目
- 三、事業の種類 旅客運輸業
- 四、資 本 金 六萬圓
- 五、代 表 者 社長 藤田 繁次郎
- 六、從 業 員 數 十二名（内女車掌五名）
- 七、爭議參加人員數 全 員
- 八、爭議發生年月日 昭和十一年八月一日
- 九、同 解決年月日 同 年八月二日
- 一〇、爭議發生原因

會社側は最近若松沿岸バスの進出により不埒打撃を蒙り事業不振に陥りたる爲之か打開策として従業員の月給制度を

（生合別産）
改め八月一日より實施す可く七月三十一日朝此の旨發表したるに因る

一、要求事項

月給制度の繼續、歩合制度の絕對反對

二、經過並解決

右の發表あるや運轉手は就業の傍ら協議をなしたる結果同日午後八時代表者が社長に面會し口頭にて歩合制度絕對反對を要求したが、即座に拒絕せられたる爲翌一日の始發より罷業に入つたのである。

會社側は運轉手の罷業に驚き同日出勤せる女車掌五名をして運轉手の自宅を訪問せしめ就業勸先の對策を取りたる處却つて運轉手側の説得にて車掌も爭議に参加する結果となれり。